

公募型プロポーザル方式(建設工事)に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式(建設工事)に係る手続は、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式(建設工事)試行要領(最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第453号)及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領(最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第454号)に示すとおりです。

1 工事の概要

(1) 工事名

令和6年度 美和発電所大規模改修工事に伴う地域共生促進事業

(2) 工事の目的

本事業は産業遺産として価値がある撤去した水車発電機を展示することで、学び・研修の場等に活用されることを目的とする。

(3) 工事内容

水車発電機モニュメント展示 一式

(4) 技術提案を求める具体的内容

立軸を前提した展示でコンパクトかつ周辺環境に調和したデザインを求める。

(5) 履行期限

令和8年1月27日

(6) 工事实施上の要件

本事業の施工現場は河川区域であり国土交通省のダム敷地のため、ダム施設である管理棟やダム遮水壁に影響しない提案とすること。

(7) 費用の上限額

96,800,000円(消費税込)

(8) 支払い条件

本事業は経済産業省が定めた水力発電導入加速化事業費要綱第3条に基づく国庫補助金の公的資金を財源とした補助金の交付が採択されている。別紙要求水準書に指定する工事内容について、出来形を確認のうえ令和7年2月28日までに部分払を行う。

(9) その他

その他関係図書については、企業局電気事業課において閲覧可能です。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

(1) 土木一式について長野県建設工事の入札参加資格を有している者のうち、資格総合点数が1,007点以上であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日22建政技第337号、以下「入札参加停止措置要領」という。)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者で

あること。

- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下同じ）第 3 条の規定により土木一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (5) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (7) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第 17 条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (10) 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後、請負契約約款第 31 条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- (11) 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (12) 県発注の他の対象工事の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (13) 営業所の所在地に関する要件を満たしていること。
県内に本店を有していること。
- (14) 配置技術者に関する要件を満たしていること。
主任（監理）技術者として、1 級土木施工管理技士又はそれと同等の資格者を配置できること。
- (15) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (16) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。
なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、(ア)については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）
ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社
エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
オ 事業協同組合とその構成員
- (17) 滞納している県税等徴収金がないこと。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

- (1) 参加表明書の作成様式
様式 2 号による。
- (2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 業種その他許可状況

入札参加資格業種、資格総合点数、特定建設業許可の有無、本店または営業所の所在地を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況

参加表明時点で在籍する技術職員の資格、員数を記載すること。

ウ 当該工事の実施体制

(ア) 配置を予定する主任（監理）技術者の資格、経歴等を記載すること。

(イ) 「最近15年間の主な工事経歴」は、平成21年4月1日から掲示日の前日までに完成した工事が該当する。

エ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県企業局電気事業課 電話 026-235-7375 ファックス 026-235-7388 電子メール kigyodenki@pref.nagano.lg.jp

(5) 加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限

令和6年11月25日（月）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

イ 提出場所

3の(4)に同じ。

ウ 提出方法

持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3の(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限ります。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(16)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。

ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号（添付書類を含む）の提出がない場合は技術提案書の提出者に選定しません。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 参加資格要件 （会社）	・入札参加資格 ・資格総合点数 ・特定建設業許可	・求める業種の入札参加資格を有しているか ・資格総合点数は要件を満たしているか ・特定建設業の許可を有しているか
2 営業所の所在地		・要件を満たしているか
3 配置予定の技術者	・主任（監理）技術者の状況	・求める資格を有しているか

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、長野県企業局電気事業課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、長野県企業局電気事業課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

(ア) 受付場所

3の(4)と同じ。

(イ) 受付時間

午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

(ウ) 受付方法

原則としてFAX（回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること）とします。なお、到達したことを電話で3の(4)の担当者に確認してください。

(エ) 回答方法

原則としてFAXによる。

(8) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

(ア) 主な業務経歴は掲示の日の前日から過去15年以内に完成した業務とする。（平成21年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務。）

(イ) 主な工事履歴の記載件数は3件以内とする。

(ウ) 「資格等」は配置技術者の要件を満たしている上で、技術士（建設部門）、1級土木施工管理技士、監理技術者資格の有無について記載すること。

イ 技術提案

求められた技術提案について簡潔に記載すること。

ウ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

エ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所

3の(4)と同じ。

イ 受付期間

掲示の日から令和6年11月27日(水)まで

(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法

FAXまたはメール等とします。

エ 回答方法

長野県公式ホームページに掲載します。(最終回答日：令和6年12月2日(月))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限

令和6年12月5日(木)(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

イ 提出場所

3の(4)と同じ。

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3の(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

オ その他

提出期限までに様式7号及び様式8号(添付書類を含む)の提出がない場合、技術提案は無効とします。また、提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日

令和6年12月17日(火)(変更の場合があります。)

イ 場所

3の(4)と同じ。

ウ 時間

各者30分程度を予定(提案者の公募数により変更の場合があります。)

エ その他

パソコン、プロジェクター等の持ち込みは、詳細決定時に連絡します。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点(例)
配置予定の技術者の資格等 (20点)	主任(監理)技術者	資格	専門分野の資格を有しているか
		主任(監理)技術者の経歴	豊富な経験を有しているか
	現場代理人	資格	専門分野の資格を有しているか
		現場代理人の経歴	豊富な経験を有しているか
工事实績 (10点)	同種または類似業務の実績		豊富な同種・類似工事の実績を有しているか
費用 (15点)	費用の妥当性について評価		
技術提案の内容 (50点)	1 事業全体方針	本事業に対する理解、事業方針、コンセプト	事業目的に対する理解がなされたうえで、事業特性を踏まえた的確で魅力ある事業方針、コンセプトとなっている提案であるか。 ・外観デザイン及びそのデザインのコンセプトについて評価
	2 事業計画	補助金申請内容を反映した県の工事計画を勘案した業務計画であるか。	事業に必要な許認可や各種届出など事業開始に向けたクリティカルパスが網羅されるほか、補助金申請内容を反映した適切な工期設定等、事業遂行の確実性のある計画が示されている提案である。 ・工程表を評価
	3 設計業務の基本方針	設計における品質確保の考え方	設計の品質を確保するための方法が具体的かつ有効なものとなっている提案である。 ・外観の仕上げ方法について耐候性、見学者に対する安全性、メンテナンス費用について評価 ・周辺住民およびダム施設利用者への理解を得られるための方策を評価。
		河川法、自然公園法を理解した提案	河川法、自然公園法を理解されたうえで、実現性の高い具体的な内容が提案されている。 ・隣接する遮水壁に影響しない基礎を築造するための検討手法を評価。 ・自然公園法の許可を意識した色彩であるかどうかを評価。
	4 建設工事計画及び施工管理方針	仮設計画を踏まえた施工計画	美和ダム施設への影響を考慮した具体性と実効性が備わった施工計画が提案されている。 ・美和ダム管理支所の環境(振動・騒音)、第三者に対する安全対策、ダム管理職員及びダムに訪れる人の動線等が考慮されているか仮設計画を評価。
		工事における安全管理	安全管理に関する方針が示されており、具体的な工夫が提案されている。 ・一般的事項のほか、現場の特性を配慮した安全対策であるかを評価。
地域貢献	地域共生に配慮した設備に関する提案	地域及びダムとの共生に資する設備の提案がなされ具体性、実現性の高い提案であるか。 ・上記1～4以外の提案で地域共生の促進に資する提案を評価。	
技術提案の内容と施工の整合性 (5点)	提案内容が十分検討されており、施工性においても評価できるか。		
評価点の合計結果(100点)			

(注1) 上記を基準に、工事の内容に応じて設定すること。

(注2) 配置予定の技術者数は、複数配置することに制限はないが、評価は代表技術者1名に対して行う。技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分るように記載すること。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、長野県企業局電気事業課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定者への通知に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、長野県企業局電気事業課長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、長野県企業局電気事業課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

(ア)受付場所

3の(4)に同じ。

(イ)受付時間

午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

(ウ)受付方法

FAXまたはメール等とします。

なお、到達したことを電話で3の(4)の担当者に確認してください。

(エ)回答方法

原則としてFAXによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要（長野県建設工事事務処理規程 第21条（最終改正 令和6年10月1日6契検第114号）による）

(2) 関連情報を入手するための窓口

3の(4)に同じ。

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。